平成２２年（フ）第７６４４号
大阪府高槻市塚脇１丁目33番15号
債務者　森下香代子
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６７４号
大阪市生野区勝山北１丁目11番47号　プレステージュ勝山303
債務者　福原智香子
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６７６号
大阪市淀川区東三国４丁目１番23号
債務者　北裏　昌文
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６８４号
大阪府守口市金田町１丁目57番18号
債務者　倉内　貴子
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６８９号
大阪府高槻市東五百住町２丁目12番16号
債務者　石井　月子
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６９１号
大阪市生野区中川２丁目１番３―506号
債務者　坂本　篤彦
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７０２号
大阪市城東区永田４丁目７番５―407号
債務者　中村　　晃（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７１０号
大阪府茨木市大池１丁目12番２―601号
債務者　小柳　秀徳
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０５号
埼玉県本庄市児玉町児玉1587番地10
債務者　大久保聡子（旧姓丸林）
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第３４６号
埼玉県深谷市西大沼148―３、住民票上の住所埼玉県深谷市山河793番地
債務者　辰巳　和弘
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第３７号
埼玉県秩父市本町６番４号
債務者　野本　直樹
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２２年（フ）第１６６号
新潟県柏崎市大字横山1987番地15
債務者　呉村太こと　呉　　太煥
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第２０８号
新潟県十日町市安養寺乙288番地
債務者　古澤　幹雄
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第２１４号
新潟県見附市本町３丁目８番12号
債務者　櫻井世津子
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第２１８号
新潟県魚沼市中原126番地１　コーポムサシ101号
債務者　坂西　幸恵
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第４６０号
静岡県三島市谷田211番地の１　佐野ハイツ201
債務者　鈴木　輝夫
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第２８号
和歌山県日高郡日高川町大字寒川378番地
債務者　中村　　誉
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２２年（フ）第２２６７号
北海道北広島市高台町３丁目６番地２
債務者　萩坂　昭夫
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部